

高压ガス保安法に係る印紙をもつて納付することができる手数料を定める件

(平成十二年十二月二十六日)

(通商産業省告示第八百八十七号)

改正 令和五年一二月二一日経済産業省告示第一六七号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第一条ただし書の規定に基づき、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に係る印紙をもつて納付することができる手数料を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、平成九年通商産業省告示第百三十八号（高压ガス保安法に係る印紙をもつて納付することができる手数料を定める等の件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

高压ガス保安法（以下「法」という。）第二十条第三項第二号の認定又はその更新に関する手数料

製造保安責任者試験に関する手数料

製造保安責任者免状の交付に関する手数料

製造保安責任者免状の再交付に関する手数料

法第三十五条第一項第二号の認定又はその更新に関する手数料

法第三十九条の十三の認定又はその更新に関する手数料

容器検査又は容器再検査に関する手数料

法第四十九条の五第一項若しくは法第四十九条の三十一第一項の登録又はその更新に関する手数料

法第四十九条の十五（法第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の登録証の再交付に関する手数料

容器等製造業者登録簿、外国容器等製造業者登録簿、特定設備製造業者登録簿又は外国特定設備製造業者登録簿の謄本の交付に関する手数料

容器等製造業者登録簿、外国容器等製造業者登録簿、特定設備製造業者登録簿又は外国特定設備製造業者登録簿の閲覧に関する手数料

法第四十九条の二十一第一項又は法第四十九条の三十三第一項の承認に関する手数料

法第五十四条第二項の規定による刻印等に関する手数料

附属品検査又は附属品再検査に関する手数料

特定設備検査に関する手数料

法第五十六条の六の二第一項若しくは法第五十六条の六の二十二第一項の登録又はその更新に関する手数料

法第五十六条の六の十二（法第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の登録証の再交付に関する手数料

特定設備基準適合証の交付に関する手数料

指定設備の認定に関する手数料

特定設備検査合格証、特定設備基準適合証又は指定設備認定証の再交付に関する手数料

附 則 （令和五年一二月二一日経済産業省告示第一六七号）

この告示は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。